

別表第 20 号 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(第55条関係)

(4) 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(消費税別)

(2020年11月1日)

手数料の額(円) 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の 提出あり(*2)	
	単 独	複 合(*3)
1 移動通信端末機器	40,000	36,000
2 専用通信回線設備等端末機器		
①インタフェースの種類 1(*4)	26,000	22,000
②インタフェースの種類 2以上	28,000	24,000
3 インターネットプロトコル電話用 設備端末機器		
①データ通信の場合	22,000	20,000
②音声通信(データ通信含む)の 場合	29,000	27,000
4 その他の通信端末機器	42,000	38,000

(\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(\*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当協会において試験を実施します。試験費用は別途見積ります。

(\*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第41条で準用する第33条第3項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。

(\*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(\*5) 申込件数等による認定等審査手数料金の減額については、業務規程第55条第6項の規定による。